

（事故自動緊急通報装置）

第67条の4 事故自動緊急通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の8の告示で定める基準は、協定規則第144号の技術的な要件（同規則の規則35.（通報先に係る部分を除く。）に限る。）に定める基準とする。